

年金春秋

国民生活と国民経済を長く支える年金制度であるために

厚生年金制度は、前身となる制度が第2次大戦下の1941年に初めて法制化されてから既に80年が経過しました。また、「国民皆年金」を目指して導入された国民年金制度も、1959年の法律制定から60年以上が経過しています。この間に、1985年改正での基礎年金制度導入や2004年改正でのマクロ経済スライドの導入など多くの制度改正が行われてきました。年金制度は現役世代が退職世代を支える社会的扶養を制度化した仕組みですので、高齢化の進展に伴う給付と負担の関係の適正化や、女性や高齢者の就業率の上昇に適合した被保険者要件の設定など、社会の変化に適合することで制度を長期的に持続可能なものになるように絶えず調整を続けていくことが不可欠です。

同じ社会保険でも医療保険や介護保険は「短期保険」に分類されるのに対して、年金保険は「長期保険」といわれます。年金制度においては、特に老齢年金に顕著なように、数十年にわたって保険料を拠出し、その実績に応じて給付の内容が決定するというように給付と負担の関係が非常に長期間におよびます。また、若年の遺族に支給される遺族年金のように、給付期間も数十年にわたることがあります。このように、年金制度は国民一人ひとりと制度の実施主体である国との間に極めて長期の関係が構築されるという点で特徴的な社会制度です。保険料の拠出時点と実際に給付を受ける時点が時間的に離れていると、特に現役世代の方たちには制度の意義を感じる機会が限られ、これが「年金は難しい」と多くの方が感じる一因になっていると考えられます。長期保険である年金制度では、制度の持続性を高めるために社会の変化に柔軟に対応することはあっても、老齢・障害・死亡という人生におけるリスクに備えて所得保障を確実に行うという役割はどの時代でも変わりません。

昨年の通常国会では、より長く多様な形となる就労の変化を反映して長期化する高齢期の経済基盤を充実することを目指す年金制度改革法が成立しました。この法律では、被用者保険の適用拡大や繰り下げ受給の柔軟化、在職老齢年金の見直しなど、高齢化や働き方の変化と

といった近年の社会の変化に年金制度を適合させるための制度変更が盛り込まれています。

公的年金では5年に一度の財政検証の後に必要な制度改正を行うことが通例となっています。2024年頃を予定している次の財政検証にあわせた制度改正に向けては、今回の改正法の附則や国会の附帯決議で指摘された懸案事項を中心に対応策の検討を進めていくことになります。

具体的には、基礎年金のマクロ経済スライド調整期間が長期化することにより基礎年金と厚生年金とのバランスが不均衡になり、年金制度全体での所得再分配機能が低下してしまうという課題があります。また、現役期間が長くなっている中で、年金の給付水準を高めていくためにも、基礎年金の被保険者期間をたとえば65歳まで延ばすべきはないかという指摘もあります。働き方が多様化する中で、賃金により生活する方々の所得保障を厚くする観点から、社会保険の適用をさらに拡大していくことも引き続き重要な課題です。さらに、1985年に現在の枠組みができて以降、大きな見直しを行っていない障害年金と遺族年金についても、課題を分析して必要な対応を講じていく必要があります。

年金制度の長い歴史の中では、困難な時代もありました。先人たちが多くの苦労を乗り越えて守り抜いてきたこの大切な制度を次の世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命です。「長期保険」の所得保障制度としての年金制度が期待される役割を充分に果たすことで国民の信頼を得た永続的な仕組みとなるよう、コロナ禍においても、次の制度改正に向けて問題点の分析と対応方針についての検討を着実に行い、社会的な議論に付していきたいと考えています。

岡部 史哉（おかべ ふみや）

厚生労働省年金局年金課長

1996年厚生省入省。厚生労働省年金局、大臣官房国際課、医薬・生活衛生局、在スウェーデン日本国大使館、千葉市役所などでの勤務を経て、2020年8月から現職。年金局での勤務は4度目。

